旭川市医療安全推進検討会開催要綱

(趣 旨)

第1条 市内における医療の安全について、各医療関係機関等からの専門的な 意見を旭川市医療安全支援センター(以下「支援センター」という。)の業務、 運営に反映するため旭川市医療安全推進検討会(以下「検討会」という。)を 開催する。

(職 務)

- 第2条 検討会は、次の事項について意見交換等を行う。
 - (1) 支援センターの運営方針及び業務内容
 - (2) 支援センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
 - (3) 支援センターへの相談事例等のうち、重要な事例や専門的な事例に係る対応
 - (4) 本市における医療安全推進のための方策
 - (5) その他,支援センターの運営に関し必要な事項 (参加者)
- 第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とし、人数は7人以内とする。
 - (1) 医療関係団体の担当者
 - (2) 医療サービスに精通し、市民の意見を代表できる者
 - (3) 弁護士
 - (4) その他市長が必要と認めた者

(参加者以外の出席)

第4条 検討会の参加者から要望等があるときは、市長が判断し、参加者以外 の者を出席させることができる。

(会議の進行)

第5条 検討会の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、保健所保健総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏ま え、保健所保健総務課医務薬務担当課長が定める。

附則

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。